

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>■意見内容 今回の改正案における「大口与信規制の対象から保険子会社を除外する」という方針については、グループ経営の効率化という側面を理解しつつも、その適用範囲や定義が極めて不透明であると指摘せざるを得ません。実務上の混乱や恣意的な解釈を招かないよう、以下の点について明確な定義、およびガイドライン等による例示を強く要望します。</p> <p>■理由 1. 「保険子会社」の具体的範囲の不明確さ 改正案では大口与信規制から除外される対象として「保険子会社」が挙げられていますが、この定義がどこまでを包含するのかが判然としません。例えば、海外の保険子会社、あるいは保険業に付随する業務を行う孫会社、さらには再保険を専門とする子会社までが一律に対象となるのか、現時点の条文案では解釈の余地が残っています。行政の裁量によって適用範囲が変動する「ブラックボックス」化を防ぐため、対象となる子会社の要件を法令上より具体的に明示すべきです。</p> <p>2. 除外される「資産の運用」の特定 「資産の運用の額を上限規制の対象から除外する」との規定についても、その運用の性質について精査が必要です。通常の貸付だけでなく、デリバティブ取引や保証、さらには複雑な資本関係を介した実質的な与信行為もすべて無制限に除外されるのであればリスク管理の形骸化を招きます。どのような形態の取引が除外の対象となり、何が依然として規制の網にかかるのかを、実務担当者が迷うことのないレベルで明確にする必要があります。</p> <p>3. 読み替え規定の複雑性と透明性の確保 新旧対照表における多数の条文の読み替え規定は、一般の国民のみならず、実務者にとっても構造が複雑怪奇であり、透明性に欠けます。規制を緩和する以上その要件は簡潔かつ明瞭であるべきです。難解な条文の裏に「例外的除外」を忍ばせるような構成を改め、誰もが同じ解釈を導き出せる形式に整理することを求めます。</p> <p>4. 監督指針等における具体的例示の提示 内閣府令の改正と同時に、監督指針やQ&Aを整備し、具体的な適用事例（ケーススタディ）を公表することを強く要望します。緩和された枠組みがどのように監視され、どのような場合に「不適切な資金集中」とみなされるのかという基準が示されない限り、今回の改正は単なる「なし崩し的な規制の無効化」になりかねません。</p> <p>結論として、行政には規制緩和の恩恵だけでなく、その適用範囲を厳格に定義し、国民に対して説明責任を果たす論理的整合性を求めます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。 なお、「保険子会社」の具体的範囲は、本改正案の改正対象である保険業法施行規則第48条の3第1項第1号イからへまでの規定において、「当該保険会社の子会社である次に掲げる者」、「当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者」としており、具体的には、当該保険会社の子会社である生命保険会社、損害保険会社、保険業を行う外国の会社などに限定しています。</p>
2	<p>イからへまでにいちいち除外規定を置くより、柱書に除外規定をまとめたほうが簡明ではないか？</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば保険業法施行規則第48条の3第1項第1号柱書の「次に掲げる資産の額」に「当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合における当該同一人に対するものを除く。」という除外規定を付した場合、同号イ柱書において、「(当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者のいずれかである場合における当該同一人が発行する社債及び株式を除く。)」が削除されることになり、同号イ(1)及び(2)を規定することができなくなるため、このような規定としています。</p>
3	<p>第四十八条の三第一項イの「株式(出資を含む。以下イにおいて同じ。)」の部分について「以下」を落とす修正をしているが、落とす必要はないのではないか。他の規定も同様の規定ぶりとしているが「以下」を入れるのが一般的な規定ぶりと思われる。</p>	<p>「この条」、「この項」、「この号」等が含まれる場合において、「以下…」とするのが一般的な規定ぶりとなります。</p>